

2024年度自主規制レポートサマリー



2024年度自主規制レポートサマリー目次

自主規制レポート参照先	本サマリーにおける目次	
前書き、第1部 日本公認会計士協会と自主規制 の取組の概要	自主規制レポートの概要	P.3
	日本公認会計士協会と自主規制の取組の概要	P.4
第2部 自主規制の取組	品質管理レビュー制度の概要	P.7
	品質管理レビュー制度の運営状況	P.12
	上場会社等監査人登録制度の概要	P.22
	上場会社等監査人登録制度の運営状況	P.24
	個別事案審査制度の概要	P.25
	個別事案審査制度の運営状況	P.27
第3部 自主規制のモニタリング	自主規制のモニタリングの概要	P.28
	自主規制のモニタリングの状況	P.29

自主規制レポートの概要

- 自主規制レポートは、監査役等の皆様や資本市場関係者を対象に当協会の自主規制の取組を広く継続的に情報発信し、理解いただくことを目的として、当協会が行っている自主規制の取組の活動状況について、年次で報告書を取りまとめているものです。
- 自主規制レポート本編及び各種関係資料は以下リンク先からご参照ください。

【自主規制レポートページ】

<https://jicpa.or.jp/about/activity/self-regulatory/self-regulation-report/>



2024年度自主規制レポートの構成

第1部 日本公認会計士協会と自主規制の取組の概要

第2部 自主規制の取組

- I 品質管理レビュー制度
- II 上場会社等監査人登録制度
- III 個別事案審査制度

第3部 自主規制のモニタリング

第4部 自主規制レポート資料編

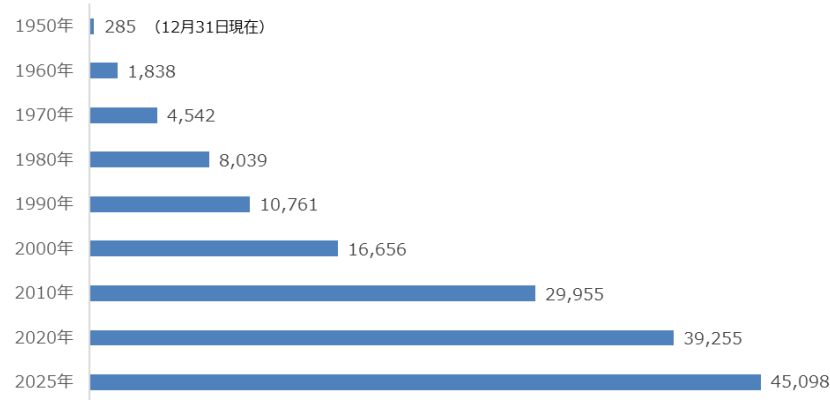
(注)第1部から第3部についてサマリー作成を行っている。

日本公認会計士協会の目的と役割

- 日本公認会計士協会は、公認会計士法により設立された日本における唯一の公認会計士の団体です。
- 当協会は公認会計士の使命及び職責に鑑み、その品位を保持し、監査業務その他の公認会計士業務の改善進歩を図るため、以下に関する事務を行っています。
 - ▶ 公認会計士及び監査法人の品位を保持
 - ▶ 公認会計士及び監査法人の指導、連絡及び監督
 - ▶ 公認会計士の登録
 - ▶ 上場会社等監査人の登録

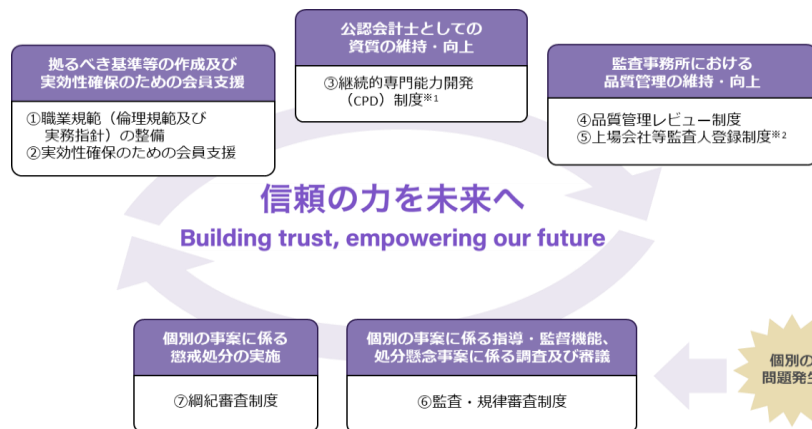
日本公認会計士協会の会員

- 当協会の会員は、公認会計士及び外国公認会計士、監査法人で構成されており、公認会計士及び監査法人は全て当協会に加入しています。
- 会員数の推移(各年3月31日現在)



自主規制の取組 (業務の質的水準の維持・向上に向けた取組)

- 当協会は、自主規制団体として公認会計士業務の質的水準の維持・向上を図り、もって公認会計士業務に対する社会的信頼を確保するため、様々な取組を行っています。



※1 公認会計士は、公認会計士法第28条により研修を受けることが法定義務化されている。
※2 上場会社等監査人の登録は、公認会計士法第34条の34の2により法定義務化されている。

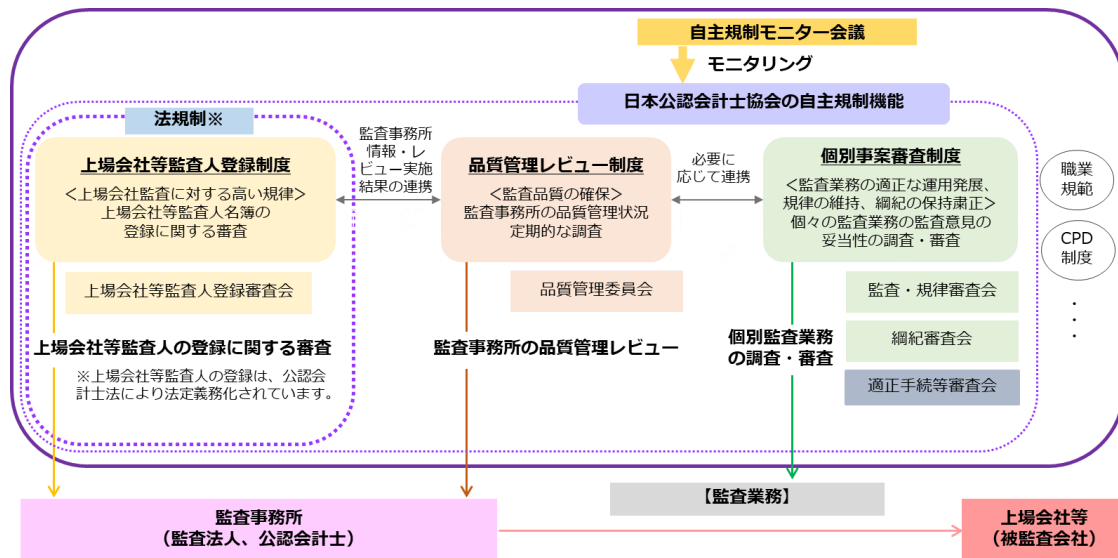
自主規制の取組(指導・連絡・監督)

- 当協会は、「品質管理レビュー制度」、「上場会社等監査人登録制度」、「個別事案審査制度(監査・規律審査制度及び綱紀審査制度の総称をいう。以下同じ。)」の3制度の運用を通じて会員への直接的な指導・監督の機能を発揮しています。
- また、これらの取組の透明性向上を図るため、その運用状況等について、独立した組織である自主規制モニター会議によるモニタリングを受ける体制を整備しています。

自主規制の取組(監査業務に係る自主規制の全体像)

- 監査業務に係る自主規制の全体像は右の図のとおりです。各制度の詳細は以下ページをご参照ください。
 - ▶ 品質管理レビュー制度(P.7)
 - ▶ 上場会社等監査人登録制度(P.22)
 - ▶ 個別事案審査制度(P.25)
 - ▶ 自主規制のモニタリング(P.28)
- このほか、品質管理レビュー制度と個別事案審査制度の効果的な連携や、当協会自主規制としてのモニタリング機能の拡充を推進しています。

● 監査業務に係る自主規制の全体像



品質管理レビューとは

- 当協会では、公認会計士法第46条の9の2の趣旨を踏まえ、会則第77条に基づき、監査に対する社会的信頼を維持・確保することを目的とし、公認会計士又は監査法人(以下これらを「監査事務所」という。)に対して、品質管理レビューを実施しています。
- 品質管理レビューとは、監査事務所が行うリスク評価プロセス(監査事務所により行われる監査の品質目標の設定、品質リスクの識別及び評価並びに品質リスクへの対処をいう。)を含む監査の品質管理システム(以下単に「品質管理システム」という。)の整備及び運用の状況を確認し、その結果を通知し、必要に応じて改善を勧告するとともに、適切な措置を決定し、改善状況の報告を受けることを指します。
- 品質管理レビューは、指導及び監督(監督上の措置を含む。)の性格を有するものであり、摘発・懲戒を行うことや監査事務所が表明した監査意見の形成に介入することを目的とするものではありません。

品質管理レビューの種類

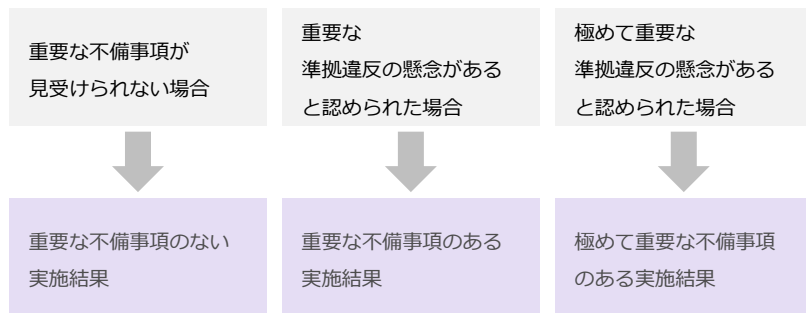
- 品質管理レビューは、通常レビュー、特別レビュー及び登録の審査のためのレビューの三つから構成されます。
- オフサイト・モニタリング等を通じて収集した監査事務所情報を基に、通常レビュー及び特別レビューの実施対象を決定し、レビュー年次計画を策定します。

種類	目的	実施対象と頻度
通常レビュー ^(注1)	監査事務所の品質管理システムの整備及び運用の状況を確認。	通常レビュー対象監査事務所に対し、原則として3年に一度の頻度で実施。(実施頻度の短縮又は最長5年まで伸長も可)
特別レビュー	監査事務所の特定の分野又は特定の監査業務に係る品質管理システムの整備及び運用の状況を確認。	品質管理委員会が必要と認める場合に監査契約を締結している全ての監査事務所を対象として実施。
登録の審査のためのレビュー	監査事務所の品質管理システムの整備の状況及び上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するための体制整備状況を確認。	上場会社等監査人登録審査会からの要請に基づき、登録申請者 ^(注2) 又は通常レビュー対象監査業務がない登録上場会社等監査人を対象として実施。

(注) 1.通常レビュー対象監査業務がある登録上場会社等監査人に対しては、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するに足りる人的体制その他の業務管理体制として、法令等に定めのある事項を遵守しているかどうか併せて確認することで、適格性の確認を実施する。
2.登録申請者：上場会社等監査人名簿への登録の申請を受けようとする監査事務所

品質管理レビューの実施と結果の報告

- 品質管理レビューは、主に監査事務所に往査し、監査事務所の代表者等に対する質問や、監査調書の閲覧等を実施することによって行われます。
- 品質管理レビューの実施結果は品質管理レビュー報告書に記載され、監査事務所に交付されます。
- 品質管理レビューの実施と結果



改善勧告事項

- 品質管理レビューの実施結果にかかわらず、改善勧告事項がある場合には、改善勧告事項を記載した改善勧告書を作成し、品質管理レビュー報告書と併せて監査事務所に交付します。
- 改善勧告事項は、「極めて重要な不備事項」、「重要な不備事項」(以下これらを「重要な不備事項等」という。)、「不備事項」の3種類で構成され、重要な不備事項等に係る改善勧告事項が見受けられた監査事務所には、当該不備事項に対する改善措置を記載した「改善計画書」の作成・提出を求めます。
- 登録上場会社等監査人に対して極めて重要な不備事項又は重要な不備事項が認められた場合には、その概要を当協会のウェブサイト「登録上場会社等監査人情報」において公表します。

改善措置の状況の確認

- 品質管理レビューを実施した結果、改善勧告事項があった全ての監査事務所に対して、翌年度に、監査事務所による改善措置の実施状況を記載した「改善状況報告書」の提出を求め、レビューチームは、その改善措置の実施状況を確認します。
- 重要な不備事項等のある実施結果が表明された監査事務所、改善が不十分な懸念が認められる監査事務所については通常レビュー又は改善状況の確認を実施します。
- 改善状況の確認を実施した場合には、改善の不十分な事項の有無について確認した結果を記載した「改善状況の確認結果報告書」を作成し、監査事務所に交付します。

品質管理レビュー制度上の措置

- 品質管理の質的水準が十分でないために自主的な改善を促す必要があり、また、その状況を監督していくことが必要であると考えられる監査事務所に対しては、品質管理レビューの結果に基づき、必要な措置を決定します。

指摘事項	実施回数		
	(1回目)	(2回目)	(3回目以降)
極めて重要な不備事項	辞退勧告 ^(注)	辞退勧告	辞退勧告
重要な不備事項	嚴重注意 ^(注)	辞退勧告 ^(注)	辞退勧告
不備事項	措置なし	注意	嚴重注意

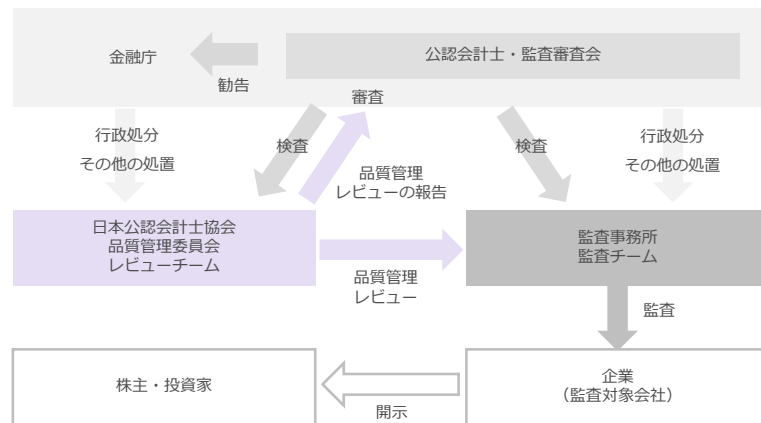
(注) 監査事務所の規模、上場会社監査の有無、レビューの回数、過年度のレビュー結果等の個別事情に応じて、軽減した措置を決定することがある。

品質管理レビュー結果に関する監査役等とのコミュニケーション

- 監査役等は、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性を判断するに当たって、また、新規契約締結時において、監査事務所の品質管理システムの整備及び運用の状況の概要を把握する必要があります。
- 監査事務所は、品質管理レビューの結果及びその結果に基づく措置等の内容(個別業務における品質管理に関する改善勧告事項の有無、その領域及び全般的な傾向を含む。)を監査役等に書面又は電磁的記録で伝達することが求められています。なお、伝達を開始する時期は、監査事務所が品質管理レビュー報告書等を受領した日以後となります。

公認会計士・監査審査会によるモニタリング

- 公認会計士・監査審査会は、品質管理レビューが適切に行われているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかを確認し、必要があると認める場合には、業務の適正な運営を確保するために必要な行政処分その他の措置を金融庁に勧告します。



品質管理レビュー方針に基づく対応

- 品質管理レビュー基本方針（2023年度～2025年度）を踏まえた2024年度の主な対応状況は以下のとおりです。
 - ▶ 監査事務所の適格性を確認する際の着眼点・判断基準を示した「上場会社等の監査を行う監査事務所の適格性の確認のためのガイドライン(以下「適格性の確認ガイドライン」という。)」について、改訂品質管理基準の適用や法令上の情報開示体制の整備といった新たな要求事項への対応、これまでの議論の実績などを踏まえ、見直しを行いました。
 - ▶ 2024年度から開始した登録上場会社等監査人に対する通常レビューにおいては、上場会社等の監査を公正かつ的確に遂行するための体制の整備状況に加え、運用状況についても高い規律付けの一環として新たな目線で確認しました。
 - ▶ 通常レビューの実施頻度の伸長の仕組みを柔軟に活用し、上場会社等の監査を行う中小監査事務所への指導・監督対応を重視したリソース配分としました。
 - ▶ 上場会社等の監査を行う中小監査事務所の監査品質の向上のため、監査調書の電子化に向けた指導の充実、調書改ざんへの厳格の対応として、「監査ファイルの適切な整理並びに監査調書の管理及び保存に係る留意事項」を二度発出する等対応しました。

品質管理レビューの重点実施項目

- 2024年度の重点実施項目は以下のとおりです。

監査事務所における品質管理

1. 監査事務所のリスク評価プロセス
2. ガバナンス及びリーダーシップ
3. 職業倫理及び独立性
4. 監査契約の新規の締結
5. 人的資源（専門要員の教育・訓練）
6. 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス
7. 監査ファイルの最終的な整理並びに監査調書の監理及び保存

監査業務における品質管理

1. 不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応
2. 会計上の見積りの監査

上場会社等の監査を行う監査事務所の業務管理体制

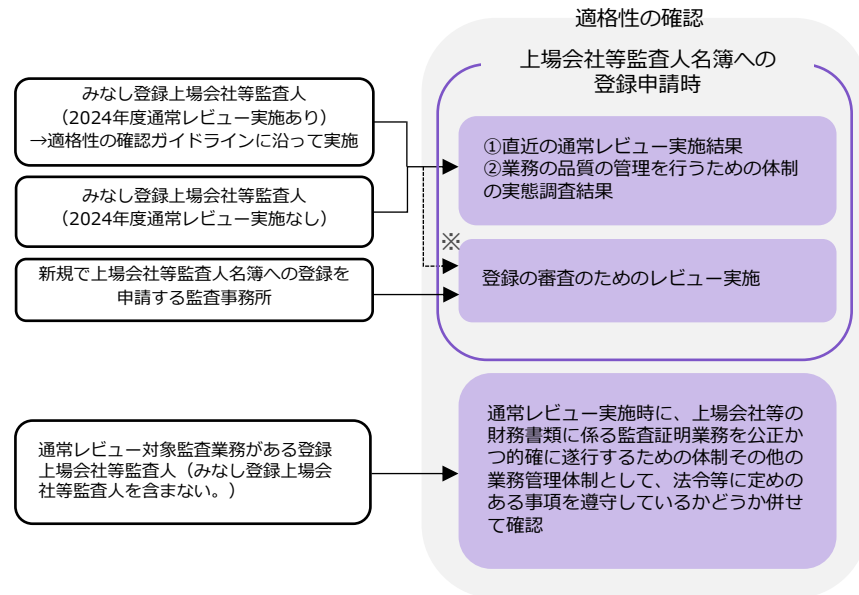
1. 監査証明業務を公正かつ的確に遂行するための体制
2. 業務の品質の管理の状況等の評価及び公表
3. 経営管理の状況等の公表
4. 組織的な運営
5. 品質管理システムの整備及び運用状況に関する重要な不備事項の要因の領域及び項目

適格性の確認に関する事項

- 2022年5月の公認会計士法の改正を踏まえ、登録申請者及び登録上場会社等監査人に対して上場会社等の監査を公正かつ的確に遂行するための体制を備えているか確認することを目的として、「適格性の確認」を行っています。
- 全ての監査事務所は、人的体制を含む業務管理体制を整備しなければなりません。上場会社等の監査を行う監査事務所は、当該監査業務を公正かつ的確に遂行するために、より高い規律付けを果たした業務管理体制が求められます。
- 2023年6月に策定・公表した「適格性の確認ガイドライン」について、改訂品質管理基準の適用や法令上の情報開示体制の整備といった新たな要求事項への対応、上場会社等監査人登録審査会における議論や2023年度の品質管理レビューの実績等を踏まえ、2024年8月に改正しました。

適格性の確認に係る実施状況

- みなし登録上場会社等監査人69事務所に対し実態調査を実施し、監査事務所における整備の状況等を書面(調査票)により確認し、業務の品質の管理を行うための体制を備えているかどうかを確認しました。
- 上場会社等監査人登録審査会からの要請に基づき、登録の審査のためのレビューを21事務所に対し実施しました。
- 通常レビュー対象監査業務がある登録上場会社等監査人(みなし登録上場会社等監査人を含まない。)32事務所に対して、通常レビューを実施し、適格性の確認(上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するための体制その他の業務管理体制として、法令等に定めのある事項を遵守しているかどうか併せて確認)を実施しました。



※上場会社等監査人登録審査会が必要と認めたときは、登録の審査のためのレビューを実施する。

通常レビュー及び改善状況の確認の実施状況

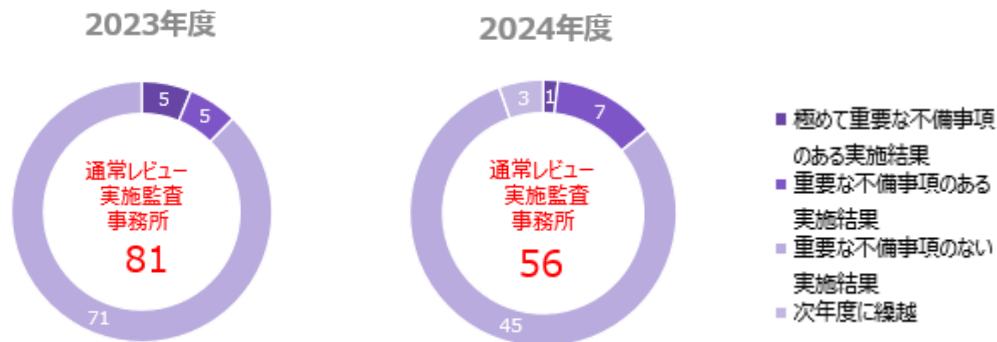
- 通常レビュー及び改善状況の確認の実施状況は、右の表のとおりです。
- 2024年度は、通常レビューを56事務所(うち登録上場会社等監査人36事務所)、改善状況の確認を15事務所(うち登録上場会社等監査人10事務所)に対し実施しました。

	実施監査事務所数		レビュー報告書交付 監査事務所数		繰越監査事務所数(注3)	
通常レビュー	56	(81)	53	(86)(注4)	3	(0)
うち改訂後の品質管理基準を適用した 監査事務所数	34	(1)	32	(1)	2	(0)
改善状況の確認	15	(9)	15	(10)(注5)	0	(0)
合計	71	(90)	68	(96)	3	(0)
通常レビュー対象監査事務所数(注6)	219	(222)				
通常レビュー実施割合	26%	(36%)				
レビュー実施割合	32%	(41%)				

- (注) 1.()内には2023年度の数値を記載している。
- 2.特別レビュー及び登録の審査のためのレビューを実施した監査事務所数については、表中に含めていない。
- 3.通常レビュー及び改善状況の確認を開始したものの、品質管理レビュー報告書及び改善状況確認結果報告書の審議・決定が翌年度に繰越された監査事務所(以下「繰越監査事務所」という。)である。
- 4.2022年度からの5繰越事務所への交付を含めている。
- 5.2022年度からの1繰越事務所への交付を含めている。
- 6.2023年4月1日及び2024年4月1日現在において、通常レビューの対象となる監査事務所数である。

通常レビューの結果

- 2024年度の通常レビュー実施監査事務所(56事務所)の実施結果は右のとおりです。
- なお、登録上場会社等監査人で、「重要な不備事項のある実施結果」が表明された監査事務所は4事務所あり、「極めて重要な不備事項のある実施結果」が表明された監査事務所はありませんでした。



重点的实施項目とレビュー結果（1/2）

- 監査事務所の品質管理システムの整備及び運用の状況に関する改善勧告事項があった監査事務所数は、次の表のとおりです。

重点的实施項目	2022年度	2023年度	2024年度
1. 監査事務所のリスク評価プロセス	—	—	7
2. ガバナンス及びリーダーシップ	2	50	8
3. 職業倫理及び独立性	2	6	1
4. 監査契約の新規の締結	7	26	2
5. 人的資源(専門要員の教育・訓練)	6	33	6
6. 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス	5	16	4
7. 監査ファイルの最終的な整理並びに監査調書の管理及び保存	21	54	9

- (注) 1.複数の項目について改善勧告事項があった監査事務所がある。
2.各改善勧告事項の中でも、重点的实施項目に該当するものに限定して集計している。

- ▶ 2023年度は、みなし登録上場会社等監査人に対し、指導的観点をもって登録申請までに改善すべき事項を明確にすることに重点を置き、適格性の確認ガイドラインに沿って2023年度の品質管理レビューを実施したことに伴い、「監査事務所の品質管理システム」に関する改善勧告については、上場会社等の監査の更なる品質向上の観点から不備事項として指摘しているため件数が多くなっています。
- ▶ 2024年度は、みなし登録上場会社等監査人の上場会社等監査人名簿への登録の審査に向けて、担当主査レビューアーによる指導が行われるとともに、監査事務所としても、より高い規律付けを適切に理解し、品質管理システムの改善が進んだため2023年度と比べて指摘件数が減少しています。

重点的实施項目とレビュー結果（2/2）

- 個別業務における監査の実施状況に関する改善勧告事項があった監査事務所数は、次の表のとおりです。

重点的实施項目	2022年度	2023年度	2024年度
1. 不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応			
・収益認識	28	56	30
・経営者による内部統制を無効化するリスク	35	46	21
2. 会計上の見積りの監査	51	55	28

(注) 1.複数の項目について改善勧告事項があった監査事務所がある。
2.各改善勧告事項の中でも、重点的实施項目に該当するものに限定して集計している。

- 上場会社等の監査を行う監査事務所の業務管理体制に関しては、スライド13に記載の重点的实施項目について確認しました。その結果、「1. 監査証明業務を公正かつ的確に遂行するための体制」から「4. 組織的な運営」までの項目については、改善勧告事項が識別されませんでした。なお、「5. 品質管理システムの整備及び運用状況に関する重要な不備事項の要因の領域及び項目」については、「審査」(監査事務所に設置されたより上位の審査委員会の審査項目に該当すると判断しているが、審査委員会の審査を受嘱していない)、「資源(人的資源)」(社員の評価に関する具体的な方針及び手続を定めていない等)、「職業倫理及び独立性」(報酬依存度の検討に関する方針及び手続について、倫理規則の改正が反映されていない等)の項目が改善勧告事項として見受けられました。

特別レビュー

- 2024年度の特別レビューの実施状況及び結果は次の表のとおりです。2024年度においては以下の理由により**2事務所**に対し特別レビューを実施しています。
 - 監査事務所の品質管理のシステムの継続的な改善への取組体制の整備及び運用の状況並びに特定の監査業務を確認することが必要と認められたため。
 - 登録の審査を進めるに当たって、登録申請日現在における監査業務に係る品質管理システムの状況を確認することが必要と認められたため。

	2022年度	2023年度	2024年度
特別レビューの実施テーマ	過年度訂正監査	－	上記参照
実施監査事務所数	1	0	2
実施結果	重要な不備事項のない実施結果	－	審議繰越

登録の審査のためのレビュー

- 2024年度において、上場会社等監査人登録審査会の要請に基づき、登録の審査のためのレビューを**21事務所**実施し、重要な不備事項等のある実施結果が表明された監査事務所の数、**2事務所**でした。なお、レビュー実施前に行った監査事務所とのコミュニケーションにより、登録申請を取り下げた監査事務所は**6事務所**でした。

※上記のほか、2023年度から繰り越した1事務所に対し、重要な不備事項のない実施結果を表明した。

改善措置の状況の確認

- 2024年度の改善状況の確認実施監査事務所(**15事務所**)の確認結果は以下のとおりです。なお、「改善の不十分な事項のある確認結果」が表明された登録上場会社等監査人は**5事務所**でした。



- 2024年度において、監査事務所(通常レビュー又は改善状況の確認を実施した監査事務所を除く**64事務所**)から提出された改善状況報告書を閲覧した結果、いずれも改善不十分な懸念が認められませんでした。

品質管理レビューの実施結果に基づく措置等

- 2024年度は、通常レビュー又は登録の審査のためのレビューの実施結果に基づく措置を**17事務所**、改善状況の確認結果に基づく措置を**8事務所**に対し決定しました。監査事務所が表明した監査意見の妥当性に重大な疑念又は監査事務所の当協会の会則及び規則への準拠性に重大な疑念が生じたとして、監査・規律審査会の審査会長に報告した監査事務所数は**1事務所**でした。

上場会社等監査人登録制度とは

- 上場会社等監査人登録制度は、以下を通じて会計監査の信頼性確保に寄与することを目的とした制度です。
 - ▶ 上場会社等の監査を行う監査事務所の「上場会社等監査人名簿」への登録及び必要に応じた登録の取消しなどの対応
 - ▶ 登録を受けた監査事務所に対する高い規律付けを求め、それが果たされているかどうかを当協会が確認する「適格性の確認」の実施
- 上場会社等は、法令上、登録を受けた監査事務所から財務諸表監査を受けることが求められます。

上場会社等監査人登録制度の沿革

- 当協会は、2007年度より自主規制の一環として「上場会社監査事務所登録制度」を導入し、上場会社の監査を行おうとする監査事務所は、当協会が備える「上場会社監査事務所名簿」への登録を受けなければならないことと定め、監査事務所の品質管理体制の確保を図ってきました。
- 2022年の公認会計士法令等の改正により、当該制度が法律上の登録制(上場会社等監査人登録制度)へと改められた後も、これまで培ってきた知見やノウハウを生かす目的から、当協会が引き続き運営を担っています。

上場会社等監査人名簿への登録

- 登録申請者から申請を受け、当協会は「登録の審査のためのレビュー」を通じて、リスク評価プロセスを含む品質管理システムの整備の状況を確認し、「登録の実施」又は「登録の拒否」を判断します。
- 登録が承認された監査事務所は、上場会社等監査人名簿に登録され、登録上場会社等監査人となります。
- 金融庁から行政処分を受けた場合や、当協会の品質管理レビューを受けた結果、極めて重要な不備事項又は重要な不備事項が見受けられ、「辞退勧告」が講じられた場合には、登録の取消しの審査の対象となります。

適格性の確認

- 「上場会社等監査人名簿への登録の審査」及び「上場会社等監査人名簿からの登録の取消しの審査」に当たっては、上場会社等の監査を行う監査事務所が、上場会社等の監査を公正かつ的確に遂行するための体制を適切に整備できているかを確認する「適格性の確認」を行います。
- なお、当協会は「上場会社等の監査を行う監査事務所の適格性の確認のためのガイドライン」の公表により、上場会社等の監査を行う監査事務所に求められるより高い規律付けの目線を共有しています。

上場会社等監査人名簿への登録申請等の状況

- 2024年度における上場会社等監査人名簿への登録申請の状況

	申請件数	審査中	登録の実施	登録の拒否	申請の取下げ
2024年度	103	6	78	4	15
(参考) 2023年度	84	0	45	1	38

(注) 1.「審査中」には、2024年度内の申請のうち、審査結果(登録の実施／登録の拒否)が2024年度内に決定しなかった件数を計上している。
2.「申請の取下げ」は、2024年度内に申請の取下げがあった件数を計上している。

- 2024年度における登録上場会社等監査人からの変更登録申請の状況

件数	審査中	変更登録の実施
151	18	133

(注)「審査中」には、2024年度内の申請のうち、審査結果(登録の実施／登録の拒否)が2024年度内に決定しなかった件数を計上している。

- 2024年度において、上場会社等監査人名簿からの登録抹消を受けた監査事務所は0件です。

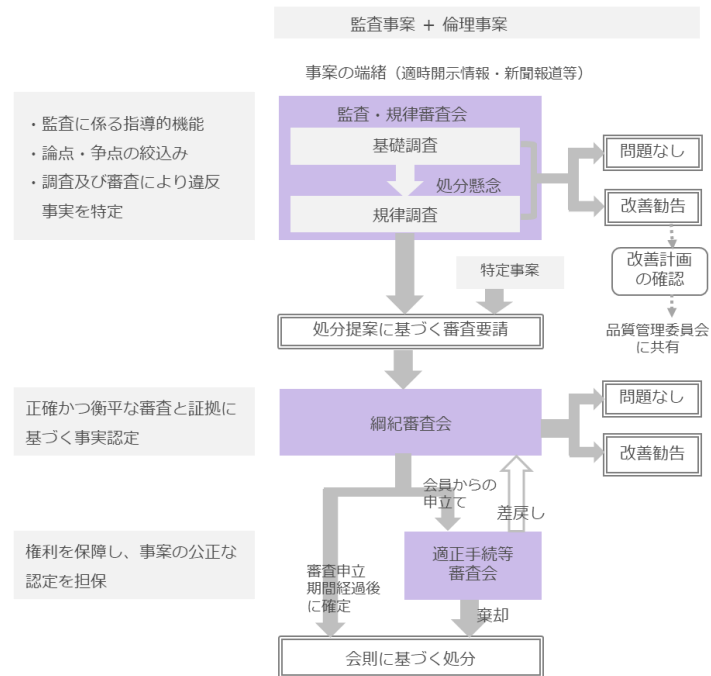
個別事案審査制度の概要

レポート第2部Ⅲ
P.68参照

個別事案審査制度とは

- 個別事案審査制度とは、監査・規律審査制度及び綱紀審査制度を総称したものです。審査の流れは右図のとおりとなっています。
 - ▶ 【監査・規律審査制度】公認会計士業務等に係る個別の問題が発生した場合に、当該個別の問題に対する指導・監督機能の発揮、また、処分懸念事案に係る調査及び審査を実施。
 - ▶ 【綱紀審査制度】会長から審査要請を受けた処分懸念事案に係る懲戒処分についての審査を実施。
- 当協会の懲戒処分は、自主規制団体としての規律維持と会員に対する職業的専門家としての使命の自覚促進を目的として実施されます。

● 個別事案審査制度における審査の流れ



監査・規律審査

- 監査・規律審査制度では、以下の調査及び審査を行い、必要と認められるときには、会長による会員に対する勧告又は指示、及び綱紀審査会への審査要請を行います。
 - ▶ 【監査事案】 個別の監査事案における会員の監査実施状況及び監査意見の妥当性
 - ▶ 【倫理事案】 調査が必要と認められる会員及び準会員(以下「関係会員」という。)の倫理に関わる事案及び当協会の会則により付託される事案
 - ▶ 【共通】 関係会員の法令等違反事実の有無に関わる事案

綱紀審査、適正手続等審査

- 綱紀審査制度では、監査・規律審査会等の処分提案(注)に基づき会長から審査要請があった事案について審査し、決定した処分内容等を関係会員に申し渡します。
- 懲戒の処分内容を申し渡された関係会員は、綱紀審査会の審査結果に影響を及ぼす手続違反等がある場合に、適正手続等審査会に審査申立てをすることができます。
- 当協会による懲戒処分は、関係会員の権利・地位等に重大な影響を与えることにもなることから、関係会員に十分な説明の機会を供与し、慎重な審査を行っています。

(注) 監査・規律審査会が処分提案する事案のほか、特定事案(会費納付義務違反、CPD履修義務違反及び登録名簿の記載事項の変更登録義務違反)に係る処分提案がある。

監査・規律審査

● 監査・規律審査会の事案数の推移

2023年度からの 繰越事案	34	2024年度 審査終了事案	41
2024年度新規事案	28	2025年度への 繰越事案	21

● うち審査終了事案の内訳（改善勧告・指示 及び 綱紀審査要請）

	監査事案	倫理事案
審査終了事案 ^(注1)	24	17
改善勧告・指示	9	2
綱紀審査要請 ^(注2)	4	15

綱紀審査、適正手続等審査

● 綱紀審査会の事案数の推移

2023年度からの 繰越事案	2	2024年度 審査終了事案	16
2024年度綱紀審査 要請事案 ^(注2)	21	2025年度への 繰越事案	7

● 適正手続等審査審査会の事案数の推移

2023年度からの 繰越事案	2	2024年度 審査終了事案	2
2024年度審査 申し立て事案	1	2025年度への 繰越事案	1

● 2024年度に懲戒処分が実施された事案は**14件**となりました。

(注)1.審査結果の分類は、問題なし、問題なし（意見付記）、改善勧告・指示 及び 綱紀審査要請の四つであり、上表ではそのうち、改善勧告・指示 及び 綱紀審査要請のみを抜粋して記載している。また、一つの事案で複数の関係会員が審査対象となり、異なる審査結果となった場合は、当該事案の結論の内容（改善勧告・指示 及び 綱紀審査要請）をそれぞれ1として記載している。

2. 前年度末時点で審査要請手続中の事案があったこと、また、綱紀審査会には特定事案（会費納付義務違反、CPD履修義務違反及び登録名簿の記載事項の変更登録義務違反）を所管する各部門からの処分提案が含まれるため、件数に差異が生じている。

自主規制のモニタリングの概要

- 当協会は、自主規制活動の客観性及び公正性を確保し、公認会計士制度に対する社会の信頼確保に資するため、「自主規制モニター会議」を設置しています。
- 「品質管理レビュー制度」、「上場会社等監査人登録制度」及び「個別事案審査制度」の運営状況のほか、公認会計士制度をめぐる規制や自主規制に関する当協会の重要な取組についても適時に取り上げています。
- 年3回の開催を基本とし、モニタリングの状況(議事要旨及び会議資料)は当協会のウェブサイト公表しています。

自主規制モニター会議の職務・組織

- 自主規制全体の運営やその在り方、改善事項等をモニタリングし、資本市場や社会的影響といった大局的な視野から意見を述べ、又は助言を行うことを職務としています。
- 当協会の外部理事1人、会員外の学識経験を有する者6人以内及び会員1人の計8人以内の委員で構成しており、自主規制に対する多面的な視点や独立性・透明性を重視した体制で運営しています。

自主規制モニター会議の開催状況

- 2024年度の開催実績は以下のとおりです。
 - ▶ 開催回数 3 回
 - ▶ 品質管理レビュー制度、上場会社等監査人登録制度及び個別事案審査制度の運営状況ほか自主規制に係るその時々

自主規制の各制度に係るモニタリングの重点

- 品質管理レビュー制度関係
 - ▶ 昨今の監査法人に対する検査結果に基づく公認会計士・監査審査会の行政処分勧告事例等を踏まえた、品質管理レビュー制度の指導・監督機能の実効性向上のための取組状況
- 上場会社等監査人登録制度関係
 - ▶ 2023年度に引き続き、みなし登録上場会社等監査人に対する指導、適格性の審査に係る取組状況
- 個別事案審査制度関係
 - ▶ 調査期間の短縮化に向けた課題の抽出及び改善策の検討状況

●●信頼の力を未来へ
jicpa

